

組合相談コーナー 組合の加入について

Q 当組合は製造業の事業協同組合ですが、先般、組合に対し、新規加入の申込がありました。法律では原則として加入の自由が認められていますが、加入の承諾に際し注意点はありますか。

A 中小企業等協同組合法第14条により、組合員の資格を有する者が組合に加入する場合には、組合は正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない旨を規定してあります。

これに違反した場合には、組合理事に対しての罰則の適用や、独占禁止法の適用除外団体たる恩典を失うこととなります。

しかし、組合員資格を持つ者であっても、(1)正当な理由がある場合や(2)組合の定款に定められている出資の引受け、経費又は加入金等の負担が履行できないことが明らかな者については、加入を拒むことができます。

(1)で言う「正当な理由」とは、組合法の趣旨あるいは社会通念上からも不当でない認められる理由をいい、次のようなものがあります。

- ・ 加入申込者の規模が大きく、加入によって組合の民主的運営が阻害され、あるいは独占禁止法の適用を受けるおそれがある場合
 - ・ 加入申込前に員外者として組合の活動を妨害していたことがある場合、等。
- また、加入者の規模について、従業員数・資本金がどちらも小企業者の範囲を超えた場合には、公正取引委員会へ届け出る必要があります。

ここで、組合の加入について確認してみましょう。

次の説明が正しければ○を、誤っている場合は×を付けて下さい。

- 1 新たに組合に加入の申し出があった場合には、総会で承認しなければならない。
- 2 ある組合に加入しているものが、同時にもう一つの組合に加入することはできない。
- 3 加入に際し、既存組合員の有する持分を譲り受けて、組合員となることができる。

※回答は9ページに掲載しています。



組合ティールーム

秋田県味噌醤油工業協同組合

理事長 浅利 滋 さん

◎業界の現状について

当組合は、県内の味噌、醤油醸造業者で組織し、原材料の共同購入を主な共同事業としています。このところ、人口減少、少子高齢化、食事の洋風化・簡素化等により、味噌、醤油の消費は右肩下がり、共同事業収入も減少しています。

最近、塩麴がブームとなり、組合員が何社か製造に取り組んでいますが、塩麴がきっかけとなり、味噌や醤油等、発酵食品全体に目が向けられるようになることを期待しています。

◎理事長としての抱負

理事長として念頭に置いているのは、先人達が作り上げた「秋田味噌」、「秋田の醤油」の「秋田ブランド」の伝統を守っていきたいということ。幸い、組合員にはだいたいの後継者がおり、平成22年に若手の12名が青年部組織「若紫」を立ち上げました。「若紫」は組合のPR事業を担当しており、「みそ健康セミナー」や「味噌づくり教室」等のイベントを中心として頑張っています。とても頼もしく感じており、積極的に支援をしていきたい。

◎座右の銘について

私の好きな言葉は二つあります。一つは、稲盛和夫氏(京セラ名誉会長)の言葉で、「動機善なりや、私心なかりしか」というものです。自分の行動の一つひとつについて、自己の利益や都合に左右されていないか、自己中心的でないかを確認するようにしています。

もう一つは、幕末の政治家・山岡鉄舟の歌の一節で「晴れてよし、曇りてもよし、富士の山」ですが、中村天風氏が説くように、事あるときも事なきときも動じない心境が運命を切り拓ひらいていくと信じています。私にとって大切なこの二つの言葉を、額に入れて自室に飾っています。

◎趣味について

趣味は、旅行と読書です。旅行は、妻と近場の温泉に出かけることが多いのですが、現役を退いてゆっくりしたら、夫婦で出かけたい場所をたくさん思い浮かべています。

もう一つの趣味の読書は、仕事に関係するものも含めて一年間に20冊から30冊読みます。好きなジャンルは人間学で、座右の銘でも紹介した中村天風氏の著書をこれまでにたくさん読みました。

